

別表第1（第5条関係）

簡易公開調達公告

令和3年度日本工業所跡地に係る地下水、浸出水及び市脇川水質分析等業務委託（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 調達業務の名称

令和3年度日本工業所跡地に係る地下水、浸出水及び市脇川水質分析等業務委託

(3) 調達業務の内容

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『1 環境測定（水質）』」及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『6 ダイオキシン類測定』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、簡易公開調達説明書のとおり

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 下記の要件をすべて満たしている者であること。

なお、コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがその担当する業務種目について下記の要件を満たしている者であり、かつ、それらの要件の具備を合わせるとコンソーシアムとして下記の要件のすべてを備えていること。

ア 実務経験要件

直近5ヵ年において、同種同規模の契約実務があること（民間実績含む）。

イ その他の要件

同種のダイオキシン類測定業務についての1年以上の実務経験を有する専門技術者を1人以上雇用していること。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

(2) 期間

令和 4 年 2 月 8 日（火）から令和 4 年 2 月 14 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和 4 年 2 月 8 日（火）から令和 4 年 2 月 9 日（水）までの間において、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

(2) 期間（提出期限）

令和 4 年 2 月 8 日（火）から令和 4 年 2 月 14 日（月）までの県の休日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分（最終日にあっては、午後 5 時 00 分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記入すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を表示したもの）に密封した見積書を令和 4 年 2 月 14 日（月）午後 5 時 00 分までに、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で 2 に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するところとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめことがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない

状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の複数の職員により行うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に關係のない和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

要

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2681

ファクシミリ番号 073-441-2685